クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金



施期間

令和6年4月1日 ~ 令和6年11月30日

※申請が予算額に達した時点で受付を終了します。

対象者

法人、個人、各種団体(県内外問わず)

補助要件

事業や活動の実施場所が県北部地域であること 北の近江振興に資することなど(裏面もご確認ください)

対象経費

クラウドファンディング手数料

補助率・上限額 1/2以內 上限100万円

ご不明な点は お気軽にご相談 ください

ギャレンジ 募集中!

詳しくはこちら▶



お問合せ 滋賀県 北の近江振興事務所



〒526-0033 長浜市平方町 1152-2 TEL:0749-53-2801

Mail:kitanoomi@pref.shiga.lg.jp

クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金

実施期間

令和6年4月1日 ~ 令和6年11月30日

※申請が予算額に達した時点で受付を終了します。

補助要件

- (1) 滋賀県北部地域(長浜市・高島市・米原市)において、事業や活動を行う個人、団体、企業等であること。
- (2)「北の近江振興」の趣旨に合致し、3つのアプローチ(①住み続けたくなる還りたくなる北部へ、 ②挑戦する若者が育ち・集う北部へ、③訪れたくなる北部へ)のいずれかに該当し、滋賀県北部地域 (長浜市・高島市・米原市)の活性化につながるプロジェクトであること。
- (3) 申請時において、実施するプロジェクトについてクラウドファンディング事業者の審査の承認を得ていること。
- (4) クラウドファンディングによる調達目標額が50万円以上であること。
- (5) All or Nothing 形式または All in 形式でクラウドファンディングを実施すること。
- (6) 寄付型または購入型でクラウドファンディングを実施すること。
- (7) 交付決定の日から事業年度末までにクラウドファンディングによる資金調達を完了し、かつ、調達 した資金がクラウドファンディング事業者から送金される見込みであること。
- (8) 事業の資金を調達するために利用するクラウドファンディング事業者は、設立後2年以上が経過し、 直近1年間においてクラウドファンディングによる資金調達の成立実績を有する事業者とすること。
- (9) 公序良俗や法令に反するプロジェクトではないこと。
- (10) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業や活動等ではないこと。
- (11) 資金使途が明確に確認できること。
- (12) 極端に特定個人の目的と認められるものではないこと。
 - ※詳細は「クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金交付要綱」をご確認ください。

Q&A



「北の近江振興」とはどういったものですか。



ご不明な点はお気軽に ご相談ください



3つのアプローチ(①住み続けたくなる還りたくなる北部へ、②挑戦する若者が育ち・集う 北部へ、③訪れたくなる北部へ)で滋賀県北部地域(長浜市・高島市・米原市)の活性化に 取り組み、移住者と施策による関係人口の創出 3.000 人を目指すプロジェクトです。

立ち上げるプロジェクトの分野に制限はありますか



要件を満たしていれば制限はありません。商工業、観光、教育、福祉、環境など、多分野のプロジェクトが応募可能です。



クラウドファンディング事業者への手数料だけでなく、プロジェクトページを作成する ための費用や広報活動に必要な費用も補助対象となりますか。



本補助金ではクラウドファンディング事業者へ支払う手数料のみ対象となります。

クラウドファンディングにおいて、当初の想定より支援が多く集まった場合の 補助金額はどうなりますか。



申請時に記載頂いている申請額が上限となります。



